

子どもの成長を願って

すこやか



Growth

今、大切にしていること ～ 400 字作文応募作品から～

町青少年健全育成推進協議会事務局
(生涯教育課内) ☎ 32-6193

青少年健全育成協議会では「絆を確かなものへ」をキーワードに、今年度も多くの取り組みが行われています。その中から小学6年生の「今、大切にしていること」をテーマにした作文を一部抜粋と要約で紹介します。

◇ ◇
私は自分の中で大切にしていることがあります。それは笑顔です。私の中で笑顔は人を元気にさせ、幸せにできるものだと思います。人は笑顔になれる、感情がある唯一の生き物だと思います。人間にはたくさんの感情があるけど、私にはその中でもとても笑顔は大切だと思います。友達や家族などが笑顔だと自分もとてもうれしくなり笑顔になります。そんな笑顔がたくさんある私の生活はとても楽しくて幸せです。

なので私は笑顔を忘れないようにしています。とてもいやなことがあったとしてもとりあえず、自分で笑顔をつくろうと決めています。そんなやさしい笑顔が6年2組にはたくさんあるので、これからもっとそんな笑顔が増えたらいいなと思います。

◇ ◇
今、僕が大切にしている人は、弟です。僕と弟の年の差は、5歳もあります。お母さんは、最初は弟はいらなないと思っていたらしいけど、どこかにかけると僕が仲の良い兄弟を見てさびしそうにしていたので、弟を生もうと思ったそうです。弟の名前は、僕がつけました。生まれたとき僕は、こんなかわいい赤ちゃんは見たことがないと思いました。僕はひとりっ子だったので、自己ちゅうでした。でも、弟が生まれて、待つことを覚えて変わりました。弟とは、5歳も離れているので、お母さんは「一緒に遊ぶかな」と思っていたらしいけど、仲が良くて、びっくりしたそうです。今、弟は1年生です。だから、僕が卒業するまで6年生としての仕事をしながらこの1年間、弟をサポートしたいです。

◇ ◇
多くの子どもたちが「家族」や「友達」が最も大切な存在であると綴っています。今後も、心豊かに成長してくれることを祈ります。

第 69 回社会を明るくする運動

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

☎ 健康福祉課社会福祉係 ☎ 34-2098

健やかな青少年を育む三宅の集い

日時 7月30日(火) 午後1時30分～

場所 三宅町文化ホール

内容 踊り 愛をみんなで(磯城地区更生保護女性会)
作文発表 前年度作文コンテスト作品発表
●ダンス(三宅ゆるスポクラブストリートダンス)
●和太鼓(三宅町立三宅幼稚園)



保護司による電話相談

ひまわりテレホン

☎ 0742-20-6000

いじめ、非行、友達関係などに関する相談に応じます。一人で悩まずにお電話ください。

相談日時 月～土曜日(日曜日、祝日、年末年始を除く) 午後1時～4時



「ひまわり」は社会を明るくする運動のシンボルマークです。

架空請求に関する相談が急増しています
身に覚えがないと思ったら
絶対に相手に連絡しないで！

国民生活センター
住民保険課 戸籍住民相談係 ☎ 34・2087

全国の消費生活センターなどに「身に覚えのない請求を受けた」などの架空請求に関する相談が2年前から急増しています。



お金を払ってしまったというケースは減少傾向ですが、相談は依然として多く寄せられています。被害に遭わないよう、相談事例からみる最近の手口を紹介します。

事例1 法務省をかたる機関から「総合消費料金に関する訴訟最終告知」のハガキが届き、訴訟回避のために現金を宅配便で送った。

事例2 公的機関のような団体から「消費料金に関する訴訟最終告知」と書かれたハガキが届き、指示された支払番号を使いコンビニで支払った。

事例3 公的機関のような団体から未納料金に関する訴訟告知の封書が届き、プリペイドカードで支払うよう指示された。

事例4 大手通販会社をかたる電話でアダルトサイトなどの未納料金を請求され、プリペイドカードで支払った。

事例5 大手通販会社名でサイト利用料金の未納を知らせるというSMSが届き、現金を振り込むよう指示された。

事例6 「特殊開示通知」とのメールが届き、自分の名前が掲載されていた。

架空請求の被害に合わないために

身に覚えがなければ絶対に連絡しないようにしましょう。連絡すると個人情報や相手に知られてしまします。不安に思ったら、消費者ホットライン「188」に相談してください。また、次のことに気をつけてください。

- 架空請求の通信手段は多様化している
- 法務省や裁判所などの公的機関や実在の事業者を名乗り、電子メール・SMS・ハガキ・封書・電話といったさまざまな通信手段で、架空請求が届いています。

消費生活相談

商品やサービスに関する相談
日時 毎週火・金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後3時
場所 町役場1階1C相談室
担当 消費生活専門相談員
相談方法 面談・電話
☎ 32-2901 (内線174)

- 連絡を取らせようとさまざまな手段で消費者の不安をあおる

「連絡しないと法的措置をとる」「訴訟をする」などと文面に記載して、連絡を取らせようとします。

- 連絡すると金銭を請求される

確認のためや、身に覚えがないことを説明しようと、消費者が「問い合わせ窓口」などと記載されている連絡先へ連絡すると、そこで金銭を請求されるケースが多いです。

- さまざまな支払い手段が悪用されている

コンビニでプリペイドカードを購入させカード番号を伝える、口座への振り込み、詐欺業者から伝えられた支払番号を使ったコンビニでの支払い、などさまざまな支払い手段が使われています。

Pick UP 町公式Instagram

田原本町公式Instagramの4・5月の投稿から、広報担当者イチ押しの写真を紹介します。



▲寺川沿いの桜が満開



▲やってみよう！スケートボード

人、モノ、風景、イベントなどを「#たわらもとfun」をつけて投稿しています。

右のQRコードからフォローをお願いします。

